



笠岡市条例制定請求代表者証明書交付申請書



請求代表者

1. 住 所: 岡山県笠岡市 [redacted]

職 業: [redacted]

氏 名: 柚木 義和 [redacted]

2. 住 所: 岡山県笠岡市 [redacted]

職 業: [redacted]

氏 名: 河田 仁志 [redacted]

3. 住 所: 岡山県笠岡市 [redacted]

職 業: [redacted]

氏 名: 高木 勇三 [redacted]

上記3名は、地方自治法施行令第91条第1項の規定により別紙のとおり、笠岡市条例制定請求書を添え笠岡市条例制定請求代表者署名書の交付を申請します。

令和8年2月12日

笠岡市長 栗尾典子様

1. 請求の要旨

「笠岡市議会の議員の定数を定める条例」の改正を請求します。

理由は以下となります。

笠岡市議会基本条例（平成 25 年 3 月 1 日施行）第 25 条の第 2 項には、「定数の見直しにあたっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない」とあります。

笠岡市の現状は、昨年来、「財政危機」が表明され、市民生活にかかる、さまざまな分野で予算の削減、縮減が行われている現状です。

このことから、笠岡市議会は自らも議員定数を削減し、これをもって福祉的、文化的な日常生活に資する恒常的な財源（約 14,000 千円）を確保し、市民生活の充実に補てんするべきものであると考えます。

私たちは、市議会基本条例第 25 条第 2 項に則り、笠岡市議会議員の定数を 20 人から 18 人に減員することを求めます。

(別紙)

直接請求をする条例改正案

笠岡市議会の議員の定数を定める条例

平成14年3月18日

条例第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、笠岡市議会の議員の定数は18人とする。

附則

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

参考

改正の要点

笠岡市議会の議員の定数を改める

区 分	改正後	改正前
議員定数	18人	20人